



いろはとかえでの けんぽ相談室

協会けんぽ広島支部マスコットキャラクター
健康いろは & 健康かえで



病気やケガで

仕事を休んだときの生活保障

傷病手当金 編

Q1.

病気になり、会社を休むことになりました。その間、給与を受けられないのですが、健康保険からの給付はありますか？

申請により、最長1年6ヵ月間、**傷病手当金を受け取ることができます。**
(対象は被保険者のみ)



Q2.

傷病手当金の申請をしたいのですが、何をしたらいいのでしょうか？

「傷病手当金支給申請書」を記入して、協会けんぽに提出しましょう。
申請書は全部で4ページ。本人、会社、療養担当者(医師等)が記入します。
出勤簿・賃金台帳の添付は不要です。

Q3.

賃金台帳を添付したのに、事業主証明の不備で申請書を返戻されたのはなぜですか？

出勤簿・賃金台帳等の添付書類については審査を行いません。計算方法等は、事業主証明欄にご記入をお願いします。

Q4.

傷病手当金を受給していましたが、病状が改善したので、職場復帰しました。しかし、最近体調が悪化し、また休むことになりそうです。前回と同じ病気なのですが、傷病手当金を再度受給することはできるのでしょうか？



1年6ヵ月以内であれば、再度受給できます。このとき、待期期間(最初の3日間)は必要ありません。

Q5.

病気で会社を休み、無給の日が数日間ありました。傷病手当金の対象になりますか？

4日以上休んでいれば、受給できる可能性があります。
具体的には、**3日間連続(有給休暇、公休日、祝日含む)のお休みが必要で、4日目から受給の対象になります。**

Q6.

傷病手当金を申請したいのですが、途中で転院したため、転院先の初診日からしか証明してもらえませんでした。証明がない期間の傷病手当金はどうなりますか？

医師の労務不能の証明がない期間は、傷病手当金を受給できません。
転院前の病院で、労務不能の証明をもらってください。
申請のときは、4ページ目(療養担当者記入用)を、転院前と転院後の2枚をつけて提出してください。



Q7.

仕事中にケガをしてしまい、会社を休むことになりました。傷病手当金を受給することはできますか？

仕事中、通勤中に生じた病気やケガは傷病手当金の対象外です。
労災、通勤災害の対象になりますので、会社や労働基準監督署に相談しましょう。

詳しい制度説明は裏面をご覧ください ➡

傷病手当金

傷病手当金とは、被保険者（任意継続被保険者を除く）の方が病気やケガで仕事を休み、その間の給与を受けられないときの生活保障です。

支給条件 次の、①～④を満たすとき、支給されます。

- ① 病気・ケガの療養のため、休業していること
- ② 仕事につけないこと（労務不能）
- ③ 4日以上仕事を休むこと
（最初の3日間は連続して休むこと〔待期期間〕）
※待期期間には、有給休暇・公休日・祝日を含みます。
なお、待期期間について傷病手当金は支給されません。
- ④ 給料を受けられないこと
（給料を受けていても傷病手当金の額より少ない場合は、差額を受けることができます）

待期3日の
考え方は右図
の通りです。



◆待期が完成しない場合◆

休 出 休 休 出 出 休 出 休 休

◆待期が完成する場合◆

休 休 休 出 休 休 休 休 休 休

待期完成

傷病手当金支給

休 休 出 休 休 休 休 休 休 休

待期完成

傷病手当金支給

注意

- 同一の傷病に対する障害厚生年金または障害手当金、もしくは資格喪失後に退職後の老齢年金を受給している場合は、年金額と傷病手当金の額とで調整となります。（傷病手当金の日額が、年金額の360分の1より多い場合は、差額を支給）
- 工作中、通勤中に生じた病気やケガは、労災保険の対象となるため、傷病手当金の対象外です。

**支給額の
計算方法**

支給総額

=

支給開始日の属する月以前の継続した12ヶ月間の
各月の標準報酬月額額の平均額の30分の1

×

3分の2

×

支給
日数

支給開始日とは、
その病気・ケガにつ
いて、一番最初に傷
病手当金が支給され
た日のことです。

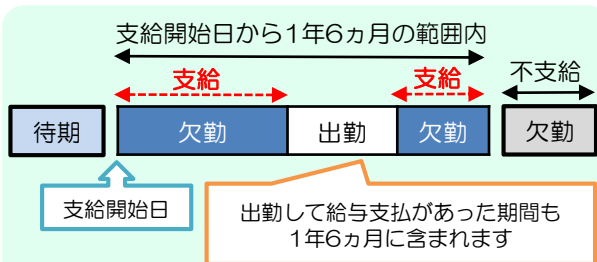


支給開始日の属する月以前の期間が12ヶ月に満たない場合は、次の①②のいずれか低い方の額を使用します。

- ① 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額額の平均額
- ② 平成31年3月31日までは28万円、平成31年4月1日以降は30万円
（当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額）

支給期間

支給開始日から、最長1年6カ月の期間で、支給を受ける条件を満たしている日について支給されます。



**退職後の
継続給付**

次の、①～⑥をすべて満たす場合は、退職後も引き続き、傷病手当金を受けることができます。（支給開始日から1年6カ月の範囲内）

- ① 退職日までに、1年以上継続して被保険者であること（任意継続は除く）
- ② 退職日の前日までに連続して3日以上療養のために休業し、退職日も休業していること
- ③ 失業保険を受けていないこと（併給不可）
- ④ 同一の傷病により、退職後も引き続き療養のために労務不能であること
- ⑤ 労務不能期間が継続していること（断続しての受給は不可）
- ⑥ 傷病手当金の日額が、老齢（退職）・障害年金の日額よりも多いこと（傷病手当金の日額が、年金額の360分の1より多い場合は、差額を支給）

提出書類

傷病手当金支給申請書 ※出勤簿・賃金台帳の添付は不要です。

ご確認ください！

【添付書類】

- 支給開始日の属する月までの12ヶ月間に「勤務先が変更した場合／定年再雇用等で保険証の番号が変更した場合／退職後に任意継続被保険者になった場合（ただし協会けんぽに加入していた場合に限り）」または「解散した健康保険組合に加入していた期間がある場合」
→ 以前の各事業所の名称、所在地および各事業所に使用されていた期間を記載した書類
- ケガ（負傷）の場合 → 負傷原因届
- 年金・労災保険の受給がある場合 → 年金証書のコピー、休業補償給付決定通知書のコピー等



申請期限：労務不能であった日ごとにその翌日から2年以内